

就学援助（準要保護）制度のお知らせ

大町町では経済的な理由で就学困難な児童生徒へ、就学に必要な経費の一部を援助する制度を設けています。

「大町ひじり学園」または町外の市町立小中学校に通学するお子さんの学用品費など学校での学習に必要な費用の一部を援助しています。

【対象】

生活保護世帯およびこれに準じる程度に生活が苦しく、学用品費などの負担が困難な保護者

※世帯の人員や収入の状況によって基準が異なるため、一概に年収いくら未満等とは言えません。個別に審査が行われます。

【内容】

- ・新入学児童生徒学用品費（※入学前支給）
- ・医療費（学校保健安全法で定められた病気のみ）
- ・学用品費、通学用品費
- ・校外活動費、修学旅行費 など

【申請手続】

申請の受け付けは、町役場2階の教育委員会事務局学校教育係で行っています。

振込先の預貯金通帳を持ってお越してください。場合によっては所得が確認できる書類等（世帯全員分）が必要です。

【認定方法】

教育委員会において公正な審査をし、認定の可否を決定します。なお、地区の民生児童委員さんに意見を求める場合がありますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

大町町教育委員会事務局 学校教育係（TEL0952-82-3177）